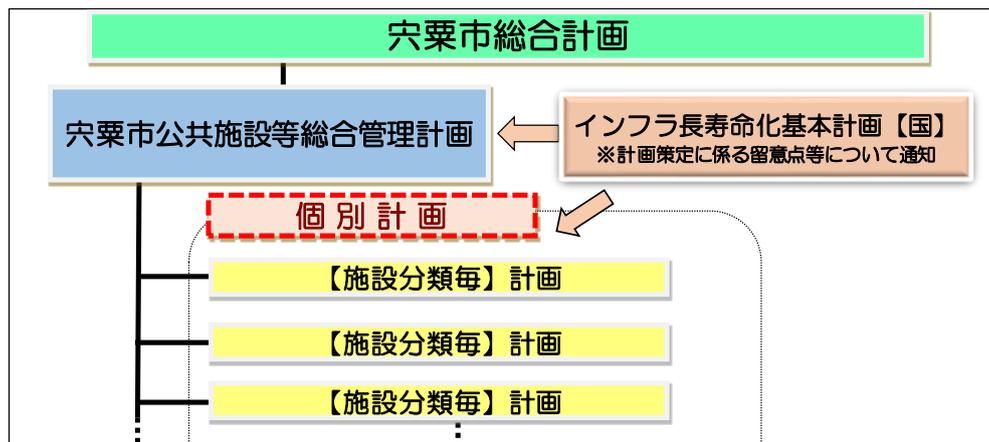


宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画策定に係る経緯について

地方公共団体は、昭和40年代の高度経済成長以降、市民ニーズに応じて「保健福祉施設」「市営住宅」「教育施設」等の公共施設や道路・上下水道施設などのインフラ資産を多く整備してきました。これらの公共施設・インフラ資産は老朽化が進行しており、近い将来、一斉に更新・改修時期を迎えることから、多額の費用が見込まれています。人口減少社会の到来や厳しい財政状況が見込まれる状況下においては、現在の公共施設を維持し続けることは、市の財政やまちづくりに影響を及ぼすとともに、次世代の大きな負担となることが懸念されます。そのような中、公共施設・インフラ資産の機能・規模・配置について総合的に分析し、計画的・効率的に公共施設・インフラ資産の更新・改修等を実施するため平成28年2月に「宍粟市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。今回策定する「宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画」（以下「個別計画」という。）は「総合管理計画」に基づき、市の施設の分類ごとに、より具体的な維持管理・更新等に係る管理方針等を示したものです。

総合管理計画及び個別計画の位置付け

総合管理計画は、上位計画である「宍粟市総合計画」の基本構想のもと、公共施設・インフラ資産の総合的かつ計画的な整備に関する基本方針を定めた計画です。個別計画は、総合管理計画の下位計画として位置づけます。



計画の期間

個別計画の期間は、総合管理計画の評価・見直し時期に合わせ令和元年度から令和7年度までの7年を第1期とします。第2期以降については、総合管理計画に合わせ10年間とします。ただし、社会情勢等により変更が生じた場合は、その都度見直しを行います。

